

柏市上下水道局低入札価格調査会要領の改正について

低入札価格基準額を下回る金額で入札を行った者に対して実施する低入札価格調査の要領を改正し，次のとおり運用方法を変更します。

1 変更後の要領の適用

令和8年5月13日以降に公告する案件

2 調査資料の作成・提出期限

開札日の翌日から5日以内

※ 土日祝日，年末年始は除きます。

3 変更後の調査資料

(1) 表紙，様式1～様式16

別添のとおり

(2) 各様式に添付を求める書類

4 調査資料の作成要領（別添）について

新たに，調査資料の作成要領を作成しました。今後はこの作成要領に基づき，調査資料を作成・提出してください。

なお，この作成要領にて，次のとおり入札が無効となるケースを例示しておりますので，予めご確認ください。

(1) 各様式（添付書類を含む）を期限までに提出できなかった場合

(2) 各様式（添付書類を含む）に不足があった場合

※一旦提出後，書類の差し替えや追加提出はできません。

(3) 各様式（添付書類を含む）に数量・単価等の記載がない項目

がある場合

- (4) 有効期限を過ぎた日付の見積書が添付されている場合
- (5) 調査資料の不備または添付書類の不足により，適正な調査が実施できる資料がそろっていない場合
- (6) 入札時に提出した入札金額の内訳書と調査資料の積算内訳明細書の各項目の金額が異なっており，その合理的な説明ができない場合
- (7) 設計図書等で定める数量，品質または規格を満たしていない場合
- (8) 積算内訳明細書の各項目について，次に該当する場合
 - ① 当該工事に必要な経費が盛り込まれていない。
 - ② 下請業者や資材等の購入業者からの見積書の金額が積算内訳明細書に適切に反映されていない。
 - ③ 低入札価格調査の対象となっている案件のみで検証すると，赤字の受注と判断される。
 - ④ 市の設計額に
 - 直接工事費 75%
 - 共通仮設費 70%
 - 現場管理費 70%
 - 一般管理費 30% } 諸経費として一括計上の場合 45%

のいずれかを下回る入札価格であって，その合理的な理由が説明できない。